厚生労働大臣認定

（温泉利用型）

（連携型　温泉利用施設）健康増進施設

認定更新申請要領

一般財団法人日本健康開発財団

〒１０３－００２７　東京都中央区日本橋３－１－４

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　画廊ビル8階

ＴＥＬ：０３－５２９０－１６２１

ＦＡＸ：０３－５２９０－１６２２

２０２５．０４

Ａ

申請手続に関する要項

１. 健康増進施設認定制度のあらまし

厚生労働省では昭和５３年から第１次国民健康づくり対策を推進して来たが、これを受け昭和６２年より来るべき高齢化社会を活力あるものとすべく、運動習慣の普及に重点を置いた第２次国民健康づくり対策「アクティブ８０ヘルスプラン」を展開するところとなった。この対策の主要施策として、昭和６３年３月の公衆衛生審議会の意見具申に基づいて本認定制度が制定された。

２. 認定者

厚生労働大臣

３. 認定対象

健康増進のための温泉利用設備と有酸素運動を実践する設備が異なる施設であっても当該施設が近接していることその他の事情により、一体となって運営されていることが認められるものは一つの施設とみなし温泉利用型健康増進施設と認定することができる。

４. 申請者の資格

　健康増進施設の経営者（法人又は個人）

５. 主な認定基準

　　　　　①　健康増進のための温泉利用を実践するための設備の配置と温泉利用の指導者の配置

　　　　　②　身体測定、生活指導、応急処置の設備の配置と実施できる者の配置

　　　　　③　医療機関との適切な提携関係が有すること

　　　　　④　施設維持が適切に実施されていること

６. 認定期間

　１０年間

（再申請により更新する）

７. 認定までの申請手順

①　申請書を用意する。

②　第三者による調査書を添付する場合は、該当する機関に調査を依頼する。

③　調査を依頼された場合、第三者は「調査結果報告書」を作成し、申請者に報告する。

④　申請者は必要書類を添えて厚生労働大臣へ認定申請を行う。

⑤　厚生労働大臣は書面審査の結果、基準を満たすと認められる場合は、認定を行うとともに、その旨を官報に告示する。

⑥　希望する場合、温泉利用型健康増進施設連絡会に加盟する。

⑦　申請者は認定施設である旨を適切な方法で表示する。

第三者とは、申請者との間に利害関係を有しない法人であって、次の要件を満たしているものであること。

1. 国民の健康増進に積極的に寄与し、かつ、調査を実施する者としてふさわしいものであること。
2. その役員の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
3. 調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことにより調査が不公正に実施されるおそれがないものであること。

④ 調査を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有するものであること。

８. 申請必要書類

(１)申請法人の登記簿謄本(個人の場合は戸籍謄本)

(２)定　　款

(３)役員名簿

(４)申請する施設の登記簿謄本

(５)申請する施設の賃貸借契約書の写し(テナント使用の場合)

(６)業務委託契約書の写し(指導や運営を外部委託している場合)

(７)事業の経歴書(申請法人に於ける事業の開始時期等)

(８)申請施設の用途ごとに面積を記載した平面図又は見取図

(９)身体測定及び応急処置の実施のための設備、機材の種類及び数並びに配置を記載した書類(書式２- ③)

(１０)医療機関との提携並びにこれに係る業務に従事する医師の氏名、住所、履歴及び保有する資格を記載した書類(書式３)

(１１)身体測定、温泉利用指導、生活指導及び応急手当を行う者の数及び勤線状況を記載した書類(書式５-③)

(１２)健康状態の把握、身体測定、生活指導、温泉利用指導の提供および方法を記載した書類(書式６-③)

(１３)申請施設の利用料金その他の利用条件を記載した書類(書式７－②)

(１４)申請施設の維持管理を記載した書類(書式８－①②)

(１５)温泉利用のための設備の種類及び数並びに配置を記載した書類(書式９)

(１６)温泉利用の指導を行なう者の氏名、履歴及び保有する資格並びに勤務状況を記載した書類(書式１０)

(１７)申請者が申請施設について、認定の基準に係る第三者による調査を受けている場合にあっては、当該調査の結果を記載した書類(調査結果報告書)

(１８)その他厚生労働大臣が必要と認める書類

９. 料　　　金

　申請料金自体は無料

１０. 申請受付日

　随時受付

１１. 書類送付先（**日本健康開発財団に調査依頼をした場合は連携している双方の申請書、調査報告書と共に財団から送付します**）

〒１００-８９１６

東京都千代田区霞ヶ関１－２－２

厚生労働省健康・生活衛生局　健康課

「健康指導係」宛

電　話　０３-５２５３-１１１１（内線２３３９）

○健康増進施設認定規程

(昭和六十三年十一月二十九日)

(厚生省告示第二百七十三号)

　健康増進施設認定規程を次のように定める。

　健康増進施設認定規程

　(目的)

第一条　この規程は、健康増進施設の認定に関し必要な事項等を定めることにより、その普及を促進し、　　　 もつて国民の健康増進を図ることを目的とする。

　(健康増進施設)

第二条　この規程において「健康増進施設」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

　一　健康増進のための有酸素運動(休養効果を高めることを目的とした活動を含む。以下「運動」という。)を安全かつ適切に行うことのできる施設であつて適切な生活指導を提供する場を有するもの

　　　　（以下「運動健康増進施設」という。）

　二　健康増進のための温泉利用(以下「温泉利用」という。)及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設であつて適切な生活指導を提供する場を有するもの（温泉利用を安全かつ適切に行うことの

できる施設（以下「温泉利用施設」という。）と運動健康増進施設が近接していることその他の事情により一体となって運営されていると認められるもの（以下「連携型施設」という。）を含む。）

　三　温泉利用プログラム(温泉の利用を中心とした健康増進のための計画をいう。以下同じ。)を有し、かつ、温泉利用プログラムの提供を安全かつ適切に行うことのできる施設であつて適切な生活指導を提供する場を有するもの

　　　　　(平一五厚労告二四五・一部改正)

　(認定)

第三条　厚生労働大臣は、健康増進施設の経営を行う者の申請に基づき、当該健康増進施設(運動、温泉利用、温泉利用プログラムの提供及び生活指導に必要な部分に限る。)が次条に定める基準に適合する旨の認定を行うことができる。

２　前項の認定(以下「認定」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、認定を受けようとする施設(以下「申請施設」という。)ごとに次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

　一　申請者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下　　 「氏名等」という。)

　二　申請施設の名称及び所在地（連携型施設に係る申請の場合にあっては、温泉利用施設及び運動健康増進施設の名称及び所在地）

　三　申請施設の概要（連携型施設に係る申請の場合にあっては、温泉利用施設及び運動健康増進施設の概要）

３　前項の申請書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

　一　申請施設が前条第一号に掲げる施設である場合　次に掲げる書類

　　イ　申請施設の権利関係を証する書類

　　ロ　申請施設の用途ごとに面積を記載した平面図又は見取図

　　ハ　全身持久力等の体力測定(身体測定を含む。以下「体力測定」という。)、運動の実践及び応急処置の実施のための設備の種類及び数並びに配置を記載した書類

　　ニ　医療機関との提携内容並びにこれに係る業務に従事する医師の氏名、住所、履歴及び保有する　　　　　資格を記載した書類

　　ホ　運動プログラムの提供を行う者の氏名、履歴及び保有する資格並びに勤務状況を記載した書類

　　へ　体力測定、運動指導(運動プログラムの提供を除く。以下同じ。) 、生活指導及び応急手当を行う者の数及び勤務状況を記載した書類

　　ト　健康状態の把握、体力測定、運動プログラムの提供及び生活指導の対象とする者を記載した書類

　　チ　健康状態の把握及び体力測定の方法を記載した書類

　　リ　運動プログラムの提供の方法を記載した書類

　　ヌ　生活指導の内容及び方法を記載した書類

　　ル　申請施設の利用料金その他の利用条件を記載した書類

　　ヲ　申請施設の維持管理の方法を記載した書類

　　ワ　申請施設が国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人その他これに準ずる法人の施設でない場合であつて、申請者が当該申請施設について、次条に規定する認定の基準に係る第三者による調査を受けている場合にあつては、当該調査の結果を記載した書類

　　カ　その他厚生労働大臣が必要と認める書類

　二　申請施設が前条第二号に掲げる施設（連携型施設を除く。）である場合　次に掲げる書類

　　イ　前号イからカまでに掲げる書類

　　ロ　温泉利用のための設備の種類及び数並びに配置を記載した書類

　　ハ　温泉利用の指導を行う者の氏名、履歴及び保有する資格並びに勤務状況を記載した書類

　　ニ　温泉利用の方法を記載した書類

三　申請施設が連携型施設である場合　次に掲げる書類

イ　運動健康増進施設に係る第一号イからカまでに掲げる書類

　　ロ　温泉利用施設に係る次に掲げる書類

(1)第一号イ、ロ、ニ及びヌからカまでに掲げる書類

(2)第二号ロからニまでに掲げる書類

(3)身体測定及び応急処置の実施のための設備の種類及び数並びに配置を記載した書類

(4)身体測定、生活指導及び応急手当を行う者の数及び勤務状況を記載した書類

(5)健康状態の把握、身体測定及び生活指導の対象とする者を記載した書類

(6)健康状態の把握、身体測定の方法を記載した書類

　四　申請施設が前条第三号に掲げる施設である場合　次に掲げる書類

　　イ　第一号イ、ロ、ニ及びヌからカまでに掲げる書類

　　ロ　健康状態の把握、身体測定、温泉利用プログラムの提供及び生活指導の対象とする者を記載した書類

　　ハ　健康状態の把握及び身体測定の方法を記載した書類

　　ニ　温泉利用プログラムの提供の方法を記載した書類

　　ホ　身体測定、温泉利用プログラムの提供及び応急処置の実施のための設備の種類及び数並びに配置を記載した書類

　　へ　身体測定、温泉利用プログラム提供の指導、生活指導及び応急手当を行う者の氏名及び履歴並びに勤務状況を記載した書類

　　　　　　(平一二厚告六一四・平一三厚労告一五四・平一五厚労告二四五・一部改正)

　(認定の基準)

第四条　認定の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

　一　申請施設が第二条第一号に掲げる施設である場合　次に掲げる基準

　　イ　運動を安全かつ適切に実践するための設備を備えていること。

　　ロ　体力測定及び運動プログラムの提供のための設備を備えていること。

　　ハ　生活指導を行うための設備を備えていること。

　　ニ　応急処置を行うための設備を備えていること。

　　ホ　医療機関と適切な提携関係を有していること。

　　ヘ　健康増進のための運動プログラムを適切に提供する能力を有する者を配置していること。

　　ト　体力測定、運動指導、生活指導及び応急手当を行う者を配置していること。

　　チ　継続的な利用者に対し健康状態の把握及び体力測定を適切に行い、これらの結果に基づく運動プログラムを提供すること。

　　リ　生活指導を適切に行うこと。

　　ヌ　申請施設の利用に係る負担が妥当なものであり、かつ、その利用を著しく制限するものでないこと。

　　ル　申請施設が適切に維持管理されていること。

　二　申請施設が第二条第二号に掲げる施設（連携型施設を除く。）である場合　次に掲げる基準

　　イ　前号イからルまでに掲げる基準

　　ロ　温泉利用を実践するための設備を備えていること。

　　ハ　温泉利用に関する基礎的な知識及び技術を備えた者を配置していること。

　　ニ　温泉利用の指導を適切に行うこと。

三　申請施設が連携型施設である場合　次に掲げる基準

イ　運動健康増進施設にあっては、第一号イからルまでに掲げる基準

ロ　温泉利用施設にあっては、次に掲げる基準

　(1)第一号ハからホまで及びリからルまでに掲げる基準

　　　　(2)第二号ロからニまでに掲げる基準

　　　　(3)身体測定を行うための設備を備えていること。

　　　　(4)身体測定、生活指導及び応急手当を行う者を配置していること。

　　　ハ　運動健康増進施設と温泉利用施設が近接していることその他の事情により一体となって運営され

ているとともに、これらの施設が連携して適切な健康指導を提供する場を有すること。

　四　申請施設が第二条第三号に掲げる施設である場合　次に掲げる基準

　　イ　第一号ハからホまで及びリからルまでに掲げる基準

　　ロ　身体測定及び温泉利用プログラムの提供のための設備を備えていること。

　　ハ　温泉利用プログラムの提供を安全かつ適切に実践するための設備を備えていること。

　　ニ　健康状態の把握及び身体測定を適切に行い、これらの結果に基づく温泉利用プログラムを提供すること。

　　ホ　温泉利用プログラムを安全かつ適切に指導する能力を有し、身体測定、生活指導及び応急手当を行う者を配置していること。

　　　　　(平一五厚労告二四五・全改)

　(認定の有効期間)

第五条　認定の有効期間は、当該認定が行われた日から起算して十年を経過した日以後における最初の三月三十一日が経過するまでの期間とする。

２　厚生労働大臣は、認定に係る事務を円滑に行うため特に必要があると認めるときは、認定を受けた健康増進施設の経営を行う者(以下「認定施設経営者」という。)の申請に基づき一年を超えない範囲内で認定の有効期間を延長することができる。

　　　　　(平六厚告一〇九・平九厚告二三〇・平一二厚告六一四・一部改正)

　(認定書の交付)

第六条　厚生労働大臣は、認定を受けた者に対し、認定を受けた者の氏名等、認定を受けた施設の名称、所在地及び面積、認定の有効期間が満了する日その他必要な事項を記載した認定書を交付するものとする。

　　　　(平六厚告一〇九・平一二厚告六一四・一部改正)

　(更新)

第七条　厚生労働大臣は、認定施設経営者の申請に基づき、認定の有効期間を更新する(以下「認定の更新」という。)ことができる。

２　前項の申請は、認定の有効期間が満了する日の一年前から行うことができる。

３　第三条第二項、第四条、第五条及び前条の規定は、第一項の認定の更新に準用する。この場合において、これらの規定中「前項の認定(以下「認定」という。)」又は「認定」とあるのは「第七条第一項の規定による認定の更新」と、第五条第一項中「当該認定が行われた日」とあるのは「従前の当該認定の有効期間が満了する日(第二項の規定により当該認定の有効期間が延長されている場合にあつては、延長前の有効期間が満了する日)」と読み替えるものとする。

４　前項において準用される第三条第二項の申請書には、同条第三項第一号ワ及び力に掲げる書類を添付しなければならない。

　　　　(平六厚告一〇九・平一二厚告六一四・平一五厚労告二四五・一部改正)

　(変更の届出等)

第八条　認定施設経営者は、第三条第二項第二号に掲げる事項又は同条第三項第一号ロからヘまで若しくはヲからカまで、同項第二号ロからニまで、同項第三号ロ(3)若しくは(4)若しくは同項第四号ニからヘまでに掲げる書類に記載した事項の変更(軽微なものを除く。)を行おうとするときは当該変更を行おうとする日の前日までに、同条第二項第一号に掲げる事項若しくは同条第三項第一号イ及びトからルまで若しくは同項第三号ロ(5)若しくは(6)若しくは同項第四号ロ及びハに掲げる書類に記載した事項の変更(軽微なものを除く。)を行つたとき又は認定(前条第一項の規定による認定の更新を含む。以下同じ。)を受けた施設の経営の委譲を受けたとき若しくは当該施設を相続したときはそれぞれ一月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した変更届出書その他変更内容を明らかにする書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

　一　認定施設経営者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在　　地)

　二　変更の内容、時期及び理由

２　厚生労働大臣は、前項の変更届出書が提出された場合にあつては、必要に応じ認定書の書換えを行うものとする。

　　　　(平六厚告一〇九・平一二厚告六一四・平一五厚労告二四五・一部改正)

　(廃止の届出等)

第九条　認定施設経営者は、認定を受けた施設を廃止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した廃止届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

　一　氏名等

　二　廃止の時期

２　認定施設経営者は、認定を受けた施設を休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した休止届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

　一　氏名等

　二　休止の時期、期間及び理由

　　　　(平六厚告一〇九・平一二厚告六一四・一部改正)

　(認定を受けた健康増進施設である旨の表示)

第十条　認定施設経営者は、認定を受けた健康増進施設である旨を当該施設に適切な方法で表示しなければならない。

　　　　　(平六厚告一〇九・一部改正)

　(報告及び調査)

第十一条　厚生労働大臣は、認定に関し必要があると認めるときは、認定施設経営者に対し、資料の提出を求め、又は認定を申請した者若しくは認定施設経営者の承諾を得て申請施設若しくは認定を受けた施設の調査を行うことができる。

　　　　　(平六厚告一〇九・平一二厚告六一四・一部改正)

　(認定の取消し)

第十二条　厚生労働大臣は、認定施設経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。

　一　認定の取消しを申請したとき。

　二　虚偽その他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。

　三　認定を受けた施設が第四条に規定する基準に適合しなくなつたとき。

　四　認定を受けた施設を廃止したとき。

２　厚生労働大臣は、認定施設経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

　一　認定を受けた施設を一年以上利用に供していないとき又は一年以上休止しようとするとき。

　二　第八条第一項又は第九条第二項に規定する届出書の提出を怠つたとき。

　三　第十条の規定に違反したとき。

　四　第十一条の規定により厚生労働大臣が求めた資料の提出を怠り又は認定を受けた施設の調査を承諾しなかつたとき。

３　厚生労働大臣は、前二項の規定により認定を取り消したときは、認定施設経営者に対し理由を付してその旨を通知するものとする。

　　　　　(平六厚告一〇九・平一二厚告六一四・一部改正)

　(認定の告示)

第十三条　厚生労働大臣は、認定を行つたときは、認定を受けた者の氏名等並びに認定を受けた施設の　名称及び所在地を官報に告示するものとする。

２　厚生労働大臣は、前条第一項又は第二項の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報に告示するものとする。

　　　　　(平六厚告一〇九・平七厚告一二〇・平一二厚告六一四・一部改正)

　(技術的援助等)

第十四条　厚生労働大臣は、健康増進施設の普及に関し必要な技術的援助等を行うものとする。

　　　　　(平一二厚告六一四・一部改正、平一三厚労告一五四・旧第十九条繰上)

　(電磁的記録媒体による手続)

第十五条　次の各号に掲げる書類については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類(第三項において「電磁的記録媒体等」という。)をもつてこれらの書類に代えることができる。

　一　第三条第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。)に規定する申請書及び同条第三項第一号ロからヲまで、同項第二号ロからニまで、同項第三号ロ（3）若しくは(4)又は同項第四号ロからヘまでに掲げる書類

　二　第八条第一項に規定する変更届出書

　三　第九条第一項に規定する廃止届出書

　四　第九条第二項に規定する休止届出書

２　第五条第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による申請については、当該申請に係る事項を記録した電磁的記録媒体並びに申請者の氏名及び住所並びに申請の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

３　第一項の規定により同項各号の書類に代えて電磁的記録媒体等が提出される場合においては、当該電磁的記録媒体等は当該書類とみなす。

　　　　　(平一一厚告三八・追加、平一三厚労告一五四・旧第二十条繰上・一部改正、

　　　　　 平一五厚労告二四五・一部改正

　(フレキシブルディスクの構造)

第十六条　前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

　　　　　(平一一厚告三八・追加、平一三厚労告一五四・旧第二十一条繰上)

　(フレキシブルディスクへの記録方式)

第十七条　第十五条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

　一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式

　二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式

　　　　　(平一一厚告三八・追加、平一三厚労告一五四・旧第二十二条繰上・一部改正)

　(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第十八条　第十五条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

　一　申請者又は届出者の氏名

　二　申請年月日又は届出年月日

　　　　　(平一一厚告三八・追加、平一三厚労告一五四・旧第二十三条繰上・一部改正)

　　　改正文(平成六年三月二九日厚生省告示第一〇九号)　抄

　平成六年四月一日から適用する。ただし、同日前に改正前の同規程第八条第一項又は第九条第三項若しくは第四項の規定によりなされた届出に係る変更等については、改正後の同規程第八条第一項の規定は適用しない。

　　　改正文(平成九年一一月二一日厚生省告示第二三〇号)　抄

　平成九年十一月二十一日から適用する。ただし、同日前に同規程第三条第一項の認定を受けている健康増進施設の当該認定の有効期間については、改正後の同規程第五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

　　　改正文(平成一一年三月一六日厚生省告示第三八号)　抄

　平成十一年三月十六日から適用する。

　　　改正文(平成一二年一二月二八日厚生省告示第六一四号)　抄

　平成十三年一月六日から適用する。

　　　改正文(平成一三年三月三〇日厚生労働省告示第一五四号)　抄

　平成十三年四月一日から適用する。

　　　改正文(平成一五年七月二日厚生労働省告示第二四五号)　抄

　平成十五年七月二日から適用する。

　　　　 改正文（平成二八年三月三一日厚生労働省告示第一五八号）　抄

　 平成二八年四月一日から適用する。

Ｂ

一般財団法人日本健康開発財団に

調査依頼する場合の要項

１. 調査のあらまし

　認定申請者が申請時に添付する調査報告に係る調査を健康増進施設認定規程に規定する第三者に調査を依頼する場合には、下期に記載する要件を満たす法人に依頼すること。

　規程第三条第三項一号ワに規定する第三者とは、申請者との間に利害関係を有しない法人であって、次の要件を満たしているものであること。

・ 国民の健康増進に積極的に寄与し、かつ、調査を実施する者としてふさわしいものであること。

・ その役員の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

・ 調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことにより調査が不公正に実施されるおそれがないものであること。

・ 調査を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有するものであること。

　一般財団法人日本健康開発財団にこの調査を依頼する場合は以下による。

２. 調　査　者

　　一般財団法人日本健康開発財団　　調査員

３. 調査の依頼者

　認定申請者（健康増進施設の経営者）

４. 調査依頼の手順

①　調査必要書類を作成し、これを添えて調査依頼を行う。

②　一般財団法人日本健康開発財団はこの書類を確認し、現地訪問の日時を打合せる。

③　調査員が現地を訪問する。

④　調査結果をまとめ「調査結果報告書」を依頼者へ送付する。

５. 調査依頼に必要な書類

　調査依頼書および添付書類として、「Ａ　申請手続きの関する要項の８．申請必要書類」の内No.８～No.１６の書類を記入しこれを添えて調査依頼する。

６. 料金

（１）調　査　料　：更新認定調査 連携型（温浴施設と運動施設それぞれ１施設ごと）

６万円（消費税別）

すなわち両方で　　　　　１２万円（消費税別）

（参考）一体型施設の場合　 ８万円（消費税別）

（２）調査交通費等：実　　費　（交通費、宿泊費、財団規定の日当など）

７. 調査受付日

　随時

８. 書類送付先

　　一般財団法人日本健康開発財団

〒１０３－００２７　東京都中央区日本橋３－１－４

　 　　 画廊ビル８階

ＴＥＬ：０３－５２９０－１６２１　研究調査部　三橋・高橋

ＦＡＸ：０３－５２９０－１６２２

**温泉利用型健康増進施設認定に伴う**

**申請書類確認事項**

一般財団法人日本健康開発財団

　一般財団法人日本健康開発財団に、認定の調査を依頼する場合は、以下による。

１．調査依頼書（書式　財健－１）並びに申請書（書式１から１０）については、当財団ホームページにある「健康増進施設認定申請要領」をひな形として使用する。他の添付書類も、極力Ａ４またはＡ３サイズに統一する。

２．添付書類は、添付書類チェック表を参考にして可能な限り詳細に用意する。

３．申請書および添付書類がある程度まとまった段階で現地調査を行い、申請書の記載内容に照し合わせて調査結果報告書を当財団で作成する。

４．部数は申請用として１部作成する。最終申請書類が完成した場合、厚生労働省宛提出（本通）、申請施設（控え）、財団（控え）の3部を作成する。

○＜書式　財健－１＞健康増進施設認定申請に伴う調査依頼書(当財団宛)

　　　　　　　　　　代表者(申請者)実印捺印(自治体直営の場合は首長公印)

＊依頼書に記載する依頼者住所は、法人登記簿(個人の場合は戸籍)記載の住所とする。

＊依頼書に記載する施設所在地は、通常の住居表示による住所と不動産(建物)登記簿記載の地番表示の双方を記載(不動産登記簿の表示が２筆以上にわたる時はすべて表記)する。

○＜書式１－③(温泉利用型)＞健康増進施設認定申請書(厚生労働大臣宛)

＊この本通は、調査結果報告書を受けてから（あとの日付で）作成するので、申請時は日付の欄に記入は行わない。

＊申請書に記載する申請者住所は、法人登記簿(個人の場合は戸籍)記載の住所とする。

＊申請書に記載する施設所在地は、不動産(建物)登記簿記載の地番表示(２筆以上にわたる時はすべて表記)とする。

＊申請書に記載する施設(延べ床)面積は、認定の対象となる健康増進に係る部分（入浴ゾーン、休憩休養ゾーン、更衣室・ロビー・フロント・廊下・トイレ・機械室その他関連部分）だけの面積とする。（宿泊施設等の場合、宿泊施設としての客室、宴会場、レストラン、パブリックスペースなどは入らない）

＊連携する施設（運動施設）の名称、所在地を記載する。

○申請者の身元を保証する書類

　【申請者が個人の場合】戸籍抄本

　【申請者が法人の場合】法人登記簿謄本、定款(または寄附行為)、役員名簿

　　　＊自治体直営の場合は、特段の添付書類がなくてもよい。

（当該自治体が現に存在することは自治省行政局編集『全国市町村要覧』等で確認する）

○施設の権利関係を証する書類

　【申請者自体が施設を所有する場合】不動産(建物)登記簿謄本

＊自治体が設置した施設で不動産(建物)登記簿がない場合は、施設設置条例等の条文(写)で代用してもよい。(以下の２ケースでも同じ)

　【建物を賃貸または建物の一部にテナントとして入居している場合】

　　　　　　　　　　　不動産賃貸借契約書(写)、不動産(建物)登記簿謄本

　【施設所有者から運営の委託を受けている場合】

　　　　　　　　　　　業務委託契約書(写)、不動産(建物)登記簿謄本

○申請者が法人の場合は、健康増進施設事業に係る経歴書

法人設立の時期、主な事業の展開状況、健康増進施設事業を開始した時期、自社保有の施設及び業務委託を受けている施設の名称及び開設時期などを記入したもの（特段の書式はない）

＊親会社から独立して事業を営んでいる場合は、親会社からの通算したもので記入する。

○＜書式２－①②＞身体測定、運動の実践及び応急処置の実施のための設備の種類及び数並びに配置を記載した書類

(添付)・　申請施設の用途ごとに面積を記載した平面図または見取図

＊健康増進施設として申請する施設の範囲(書式１-②における申請施設の延べ床面積に相当する範囲)をカラーペン等で囲んで明示する。

＊身体測定スペース、温泉利用プログラムを提供するスペース、温泉利用設備スペース、応急処置スペースを色分けして示し、面積を記載する。

○＜書式３＞医療機関との提携内容並びにこれに係る業務に従事する医師の氏名、住所、履歴及び保有する資格を記載した書類

　　(添付)・提携内容がわかる契約書(写)

　　　　　・地域医師会の推薦がある場合は、その推薦状(写)但し、推薦のある施設はほとんどない。

○＜書式５-③＞　身体測定、生活指導及び応急手当を行う者の数及び勤務状況を記載した書類

　　　(添付)・月間勤務シフト表、タイムカードまたは出勤簿(写)

　　　　　　・(あれば)応急手当教育実施記録

○＜書式６-③＞　健康状態の把握、身体測定、運動プログラムの提供及び生活指導に関することを記載し、温泉利用の方法等を記載した書類

　　(添付)・会員規約その他提供サービス内容を規定する約款(写)、提供サービス内容の書かれたパンフレット等の資料

・健康状態チェック及び運動実践記録情報(問診票、利用者カード等)の用紙並びに若干の記入例(写)

○＜書式７－②＞　利用料金その他の利用条件を記載した書類

　　　(添付)・利用料金表(パンフレット等)

　　　　　　・会員規約

＜書式８－①＞　施設維持管理の状況を記載した書類

　　　(添付)・応急時の連絡体系図(写)＜書式８－②として作成＞

・業務委託している場合は、業務委託契約書(写)

・施設整備点検記録例(写)

・施設賠償保険等の契約保険内容がわかる書類(保険証券写等)

○＜書式９＞　温泉利用のための設備の種類及び数並びに配置を記載した書類

　　　(添付)・【温泉泉源を所有している場合】温泉分析書(写)

・【温泉泉源を所有せず他から供給を受けている場合】温泉供給契約書(写)

・温泉設備配管系統図

・温泉設備(バーデゾーンその他の浴槽)配置図

・水温等チェック表

・(医師監修等による)入浴プログラム

・(あれば)温泉利用指導マニュアル等

・(あれば)バーデゾーン巡回マニュアル等巡回体制に関する資料

○＜書式１０＞　温泉利用指導者の氏名、履歴及び保有する資格並びに勤務状況を記載した書類

　　　(添付)・温泉利用指導者養成講習会修了証(写)

○調査結果報告書(当財団が現地調査に基づいて作成する)

○その他厚生労働大臣が必要と認める書類

書式－財健１

健康増進施設認定申請に伴う調査依頼書

令和　　年　　月　　日

　一般財団法人日本健康開発財団

　　　　理　　　事　　　長　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　依頼者氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

（実印）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　依頼者住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ（　　　　　　）　　　　　－

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第２条に規程する健康増進施設としては

　平成　　年　　月　　日に認定を受けました下記施設につきまして、同規程第７条第１項の規程に基づく認定の有効期間の更新を受けたいので、同規程第７条第３項において準用する同規程第３条第２項の規程に基づき申請いたします。

記

１． 調査施設の名称

　　　連携施設の名称

２．調査施設の所在地

〒

３．事務連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 事　務　連　絡　担　当　者 | |
| ふ り が な |  |
| 氏　　　名 |  |
| 役　　　職 |  |
| 電　　　話 | （　　　　　　）－　　　　　　　－　　　　　　　内線（　　　　　） |
| Ｆ　Ａ　Ｘ | （　　　　　　）－　　　　　　　－ |
| 備　　　考 |  |

４．温泉施設　添付書類チェック表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 添付書類 | | | 確認 | コメント |
| ＜書式１関連書類＞ | | |  |  |
|  | 申請者の身元を保証する書類　　＜個人の場合＞戸籍抄本  　　　　　　　　　　　　　　　＜法人の場合＞法人登記簿謄本、定款（寄附行為）、役員名簿 | |  |  |
| 施設の権利関係を証する書類 | 不動産（建物）登記簿謄本。自治体所有で登記されていない場合は条例等 |  |  |
| ＜施設賃貸の場合＞不動産賃貸借契約書（写） |  | 該当すれば |
| ＜運営委託の場合＞業務委託契約書（写） |  | 該当すれば |
| 健康増進施設事業に係る経歴書 ＜法人の場合＞ | |  | 該当すれば |
| 申請施設の用途ごとに面積を記載した平面図又は見取図  　　　健康増進施設として申請する範囲（書式１－２の延べ床面積に相当）をカラーペン等で囲む  　準備運動・整理運動を行うスペース、体力測定スペース、  （運動プログラム提供スペース）、（運動プログラム作成スペース）応急処置スペース  　温泉利用設備スペース、（更衣室、休憩室）　　　　を色分けして示し、面積を記載する | |  |  |
| ＜書式２関連書類＞ | | |  |  |
|  | 身体測定機器、トレーニング機器の配置図 | |  |  |
| プール開設許可書（写）　　　　＜プールに関する条例を定めている地域＞ | |  | 該当すれば |
| プール水質検査報告書（写）　　＜直近のもの＞ | |  | 該当すれば |
| 応急処置スペース拡大図　　　 ＜応急処置スペースを他の用途にも用いている場合＞ | |  |  |
| ＜書式３関連書類＞ | | |  |  |
|  | 提携内容がわかる契約書（写） | |  |  |
| 地域医師会の推薦状（写）　　　＜ある場合＞ | |  | 該当すれば |
| ＜書式４関連書類＞ | | |  | 不要 |
|  | 健康運動指導士登録証（写） | |  | 不要 |
| ＜書式５－②関連書類＞ | | |  |  |
|  | 月間勤務シフト表、タイムカードまたは出勤簿（写） | |  |  |
| 応急手当教育実施記録　　　　　＜ある場合＞ | |  | 該当すれば |
| ＜書式６－②関連書類＞ | | |  |  |
|  | 会員規約その他提供サービス内容を規定する約款（写） | |  |  |
| 提供サービス内容の書かれたパンフレット等の資料 | |  |  |
| 健康状態チェック及び運動実践記録情報（問診票、利用者カード等）の用紙、並びに若干の記入例（写） | |  |  |
| ＜書式７関連書類＞ | | |  |  |
|  | 利用料金表（パンフレット等） | |  |  |
| 会員規約 | |  |  |
| ＜書式８関連書類＞ | | |  |  |
|  | 応急時の連絡体系図（写）　　　＜書式８－２として作成＞ | |  |  |
| 業務委託契約書（写）　　　　　＜業務委託している場合＞ | |  | 該当すれば |
| 施設整備点検記録例（写） | |  |  |
| 施設賠償保険等の契約保険内容がわかる書類（保険証券写等） | |  |  |
| ＜書式９関連書類＞ | | |  |  |
|  | 温泉分析書（写） | |  |  |
| 温泉供給契約書（写）＜温泉泉源を所有せず他から供給を受けている場合＞ | |  | 該当すれば |
| 温泉設備配管系統図 | |  |  |
| 温泉設備（バーデゾーンその他の浴槽）配置図 | |  |  |
| 水温等チェック表 | |  |  |
| 医師監修等による入浴プログラム | |  |  |
| 温泉利用指導マニュアル等　　　＜ある場合＞ | |  | 該当すれば |
| バーデゾーン巡回マニュアル等巡回体制に関する資料 ＜ある場合＞ | |  | 該当すれば |
| ＜書式１０関連書類＞ | | |  |  |
|  | 温泉利用指導者養成講習修了証（写） | |  |  |

**健康増進施設更新認定申請書　　　書式１－③**

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

申請者氏名　（法人にあっては名称及び代表者氏名）

　　申請者住所　（法人にあっては主たる事務所の所在地）

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第２条に規程する健康増進施設としては

　平成　　年　　月　　日に認定を受けました下記施設につきまして、同規程第７条第１項の規程に基づく認定の有効期間の更新を受けたいので、同規程第７条第３項において準用する同規程第３条第２項の規程に基づき申請いたします。

記

１　申請施設の名称

|  |
| --- |
|  |

２　申請施設の所在地

|  |
| --- |
|  |

３　申請施設の概要

(1)　区分　　　　　　規程第２条第２号施設【連携型】（ 運動施設 ・ 温泉施設 ）

(2)　保有設備及び面積

|  |  |
| --- | --- |
| 延べ面積 | ㎡ |
| 運動施設 | ㎡ |
| （トレーニングジム） | ㎡ |
| （運動フロア） | ㎡ |
| （プール） | ㎡ |
| 温泉利用設備 | ㎡ |

(3)　申請施設における従業者数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 従業員数  人 | | 常　勤 | 非常勤 |
| 人 | 人 |
| 内　　　　　訳 | 健康運動指導士等 | 人 | 人 |
| 健康運動実践指導者等 | 人 | 人 |
| その他の運動指導者 | 人 | 人 |
| 温泉利用指導者 | 人 | 人 |
| 医師 | 人 | 人 |
| 保健師 | 人 | 人 |
| 看護師 | 人 | 人 |
| 栄養士 | 人 | 人 |
| その他の従業員 | 人 | 人 |

４　連携施設の概要

1. 名　称

1. 所在地

**設　備　の　概　要　　　　　　書式２－③**

１　身体測定設備

(1)身体測定の場所（専用，兼用）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡

　　　　　　　　　　　　兼用の場合にあっては本来の用途；

(2)身体測定機器　　　身長計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　台

　体重計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　台

　皮脂厚計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　台

　その他　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　台

２　応急処置設備

(1)応急処置室（専用の場合は面積，専用でない場合はその用に供する場所の位置）

(2)応急処置機材

（ベッド，担架，骨折時応急処置用品，医薬品セット，その他を具体的に列挙すること）

（注）複数用途に用いる場所については，当該用途に用いる範囲を明確にした部分拡大図を添付すること。

**医療機関との提携内容等**　　　　　**書式３**

１　提携医療機関（医療機関が付置されている場合にあっては当該機関の）名称，開設者名及び所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 |  |
| 開設者 |  |
| 住　所 | 〒 |
| 電　話 | （　　　　　　　　）－（　　　　　　　　）－ |

２　提携内容

(1)提携医療機関に委託している（付置医療機関にあっては当該医療機関の行っている）業務内容

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（○印を付す）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 施設利用者に対する健康状態の把握 |  |
| ② | 応急時における処置 |  |
| ③ | 一般的な医学的助言 |  |
| ④ | その他 |  |

(2)施設利用の健康状態の把握のための検査であって提携医療機関において行えるものの範囲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（○印を付す）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 胸部Ｘ線写真 |  |
| ② | 安静心電図 |  |
| ③ | 運動負荷テスト |  |
| ④ | 呼吸機能検査 |  |
| ⑤ | その他 |  |

(3)上記検査を提携医療機関内で行えない場合にあっては，その項目及び実施体制

（他の専門医療機関に紹介する場合はその紹介先）

３　提携内容に係る業務に従事する医師の氏名，住所，履歴及び保有する資格

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 医師名 | 医籍登録番号 | 住所 | 履歴 | 保有する認定医等の資格 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

４　提携医療機関に係る地域の医師会の推薦の有無

有　　・　　無

（注）提携内容が分かる契約書等（写）を，また，地域医師会の推薦がある場合にあってはその推薦状（写）を，それぞれ添付すること。

**職員の勤務状況等**　　　　　**書式５－③－１**

１　身体測定，温泉利用指導、生活指導及び応急手当に従事する職員及びその保有する資格

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員名 | 保有する資格 | 資格取得  年月日 | 身体測定 | 温泉利用  指導 | 生活指導 | 応急手当 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（注）生活指導等の欄には該当するものに○印を記入すること。なお，応急手当に関しては責任者に◎印を記入すること。欄が足り

ないときは書式5-③-2を使用のこと。

２　職員の勤務状況

|  |  |
| --- | --- |
| 職員 | 温泉利用に係る指導者 |
| 設備 | 温泉利用設備 |
| 日 | 人 |
| 月 | 人 |
| 火 | 人 |
| 水 | 人 |
| 木 | 人 |
| 金 | 人 |
| 土 | 人 |

（注）同一種類の設備が複数ある場合は，各別に記入すること。

３　施設内研修の実施研修

(1)応急手当に関する研修

|  |  |
| --- | --- |
| ①　対象者 |  |
| ②　実施頻度 |  |
| ③　研修内容（課目，講師等） |  |

(2)温泉利用指導に関する研修

|  |  |
| --- | --- |
| ①　対象者 |  |
| ②　実施頻度 |  |
| ③　研修内容（課目，講師等） |  |

**（職員の勤務状況等追加用紙）**　　**書式５－③－２**

１　身体測定、温泉利用指導、生活指導及び応急手当に従事する職員及びその保有する資格

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員名 | 保有する資格 | 資格取得  年月日 | 身体測定 | 温泉利用  指導 | 生活指導 | 応急手当 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（注）生活指導等の欄には該当するものに○印を記入すること。なお，応急手当に関しては責任者に◎印を記入すること。欄が足り

ないときは書式5-③-2を使用のこと。

**サービス提供の体制**　　　　　　**書式６－③**

１　継続的利用者の把握方法

(1)会員制度（法人会員を除く）を有している場合には，会員の種別

(2)会員制度を有していない場合には，継続的利用者（概ね週１回以上の頻度で利用している者）を

　　　把握する方法

２　継続的利用者に対するサービス内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者の種別 | 提供するサービス内容 | | |
| 健康状態の把握 | 身体測定 | 生活指導 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（注）提供するサービスとは，会員等に対しサービスを受ける機会を提供するものをいい，サービス利用に係る費用の支払方法

（年会費等に含まれるか，あるいは別料金体系となっているか）のいかんを問わない。

３　健康状態の把握

　　提携医療機関による健康診査の実施の時期（入会時等），頻度（○ヶ月に１回等）及び方法

４　身体測定

(1)身体測定の実施の時期（入会時等），頻度（○ヶ月に１回等）

(2)身体測定の項目（身長、体重計測　等）

５　生活指導

(1)生活指導の方法（個別指導，集団指導等）

(2)生活指導の実施頻度（○週に１回等）

(3)生活指導の内容（過去３ヶ月間の実績，教材等）

６　温泉利用指導

(1)提携医療機関との連絡体系

(2)温泉利用指導の方法

(3)温泉利用指導の実施頻度

(4)温泉利用指導の内容

７　温泉利用に関わる留意事項の利用者への明示方法

(1)留意事項の内容

(2)明示の方法

(3)明示の場所

(注)関連する会員規約，提供サービスの内容を規定する約款等の書類及び運動プログラム・運動記録情報の用紙を添付する。

**利用料金体系及び利用条件**　　　　　**書式７－②**

１　利用料金体系

|  |
| --- |
| 利用者の種別 |
| 入会金  (預託金) | 会費  (年間) | 短期会員  加入費用 | １回当り  利用料金 | 健康状態  の把握 | 身体測定 | 生活指導 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）「健康状態の把握」以下の欄については，通常利用料金とは別途費用徴収を行っている場合に記入すること。

２　施設利用上の条件

(1)会員資格に係る欠格事由

(2)利用資格に係る欠格事由

**施設維持管理の状況**　　　　　　　**書式８－①**

１　申請施設の維持管理（防火，設備・機器等の保守点検業務に限る。以下同じ。）を行う責任者の氏名，

　申請施設における地位

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 維持管理業務内容 | 責任者氏名 | 申請施設における地位 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（注）維持管理の全部又は一部を申請者以外の者に委託する場合にあっては，委託する業務範囲及び受託者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）及び住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）を下欄に記入すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務受託者 |
| 氏　　　名 | 名　称  代表者 |
| 住　　　所 | 〒 |
| 受託内容 |  |

２　各種設備・機器の保守点検方法（点検簿備付，点検頻度等）

点検簿（　有　・　無　）　　　点検頻度（　　　ヶ月に一度）

３　応急時の連絡体系（内容，従業者に対する周知方法等）

別紙（書式８－②）

４　事故が生じた場合における対応能力及び賠償資力

(1)施設管理及び業務遂行に係る賠償責任保険の加入状況

　　　　　　保険の種類

　　　　　　責任限度額（１人　　　万円，１事故　　　万円，年間　　　万円）

(2)上記以外の対人事故に際して何らかの給付を行う損害保険の加入状況（保険種類，保険金額等）

**（施設維持管理の状況追加用紙）　　書式８－②**

３　応急時の連絡体系（内容，従業者に対する周知方法等）

|  |
| --- |
| （内容）  （連絡体系） |

**温泉利用設備及び維持管理の概要　　　書式９**

１　申請施設が利用している温泉の種類及び量（成分分析表を添付すること。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 温泉泉源所在地 | 泉　　　質 | 申請施設における利用量 |
|  |  |  |

２　温泉利用設備の概要（種類、数、面積、標準湯温など）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 数 | 面積 | 標準湯温 | 備考 |
| 〔必須設備〕  事前浴設備 |  |  |  |  |
| 一般浴槽 |  |  |  |  |
| 気泡浴槽 |  |  |  |  |
| 渦流浴槽 |  |  |  |  |
| 浴中圧注浴槽 |  |  |  |  |
| 仰臥浴槽 |  |  |  |  |
| 蒸気浴槽 |  |  |  |  |
| 熱気浴槽 |  |  |  |  |
| 〔任意設置設備〕  槽外圧注設備 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

３　水温管理設備及び管理方法の概要

４　温泉利用指導の概要

　①　個別指導の内容及び方法

　②　一般的指導の内容及び方法

　③　応急時の連絡体系

**温泉利用指導者の配置　　 　　　書式１０**

１　氏名、性別、年齢及び生年月日

２　履歴（学歴、職歴及び温泉利用指導歴）

３　温泉利用指導養成講習会の実施主体

４　講習修了年月日

５　施設における業務内容（温泉入浴プログラム作成など）

６　施設における勤務状況（１日の勤務時間、休日など）

　　　（注）勤務している温泉利用指導者全てについて個別に作成すること。

（参考）認定の際に必要となる書類（施設類型別）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 運動型健康増進施設 | 温泉利用型健康増進施設 | | |
| 同一施設 | 連携型施設 | |
| 運動施設 | 温泉施設 |
| 書式１－① | ○ | － | － | － |
| 書式１－② | － | ○ | － | － |
| 書式１－③ | － | － | ○ | ○ |
| 書式２－① | ○ | ○ | ○ | － |
| 書式２－② | ○ | ○ | ○ | － |
| 書式２－③ | － | － | － | ○ |
| 書式３ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 書式４ | ○ | ○ | ○ | － |
| 書式５-①-１ | ○ | － | ○ | － |
| 書式５-①-２ | ○ | － | ○ | － |
| 書式５-②-１ | － | ○ | － | － |
| 書式５-②-２ | － | ○ | － | － |
| 書式５-③-１ | － | － | － | ○ |
| 書式５-③-２ | － | － | － | ○ |
| 書式６－① | ○ | － | ○ | － |
| 書式６－② | － | ○ | － | － |
| 様式６－③ | － | － | － | ○ |
| 書式７－① | ○ | ○ | ○ | － |
| 書式７－② | － | － | － | ○ |
| 書式８－① | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 書式８－② | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 書式９ | － | ○ | － | ○ |
| 書式１０ | － | ○ | － | ○ |

厚生労働大臣認定

（温泉利用型）

（連携型　運動施設）健康増進施設

認定更新申請要領

一般財団法人日本健康開発財団

〒１０３－００２７　東京都中央区日本橋３－１－４

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　画廊ビル8階

ＴＥＬ：０３－５２９０－１６２１

ＦＡＸ：０３－５２９０－１６２２

２０２５．０４

Ａ

申請手続に関する要項

１. 健康増進施設認定制度のあらまし

　厚生労働省では昭和５３年から第１次国民健康づくり対策を推進して来たが、これを受け昭和６２年より来るべき高齢化社会を活力あるものとすべく、運動習慣の普及に重点を置いた第２次国民健康づくり対策「アクティブ８０ヘルスプラン」を展開するところとなった。

　この対策の主要施策として、昭和６３年３月の公衆衛生審議会の意見具申に基づいて本認定制度が制定された。

２. 認定者

厚生労働大臣

３. 認定対象

　　　　　健康増進のための温泉利用設備と有酸素運動を実践するための設備が異なる施設であっても安全かつ適切に指導を行うことのできる連携する施設

　　　　　当該施設が近接していることその他の事情により、一体となって運営されていると認められるものは一つの施設としてみなし、温泉利用型健康増進施設として認定できる。

４. 申請者の資格

　健康増進施設の経営者（法人又は個人）

５. 主な認定基準

①　有酸素運動及び筋力強化運動等の補強運動が安全に行える設備の配置

②　体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備の配置

③　健康運動指導士及びその他の運動指導者等の配置

④　医療機関と適切な提携関係を有していること

⑤　継続的利用者に対して、健康状態の把握及び体力測定を行い、その結果に基づく運動プログラムを提供していること

６. 認定期間

　１０年間

（再申請により更新する）

７. 認定までの申請手順

①　申請書を用意する。

②　第三者による調査書を添付する場合は、該当する機関に調査を依頼する。

③　調査を依頼された場合、第三者は「調査結果報告書」を作成し、申請者に報告する。

④　申請者は必要書類を添えて厚生労働大臣へ認定申請を行う。

⑤　厚生労働大臣は書面審査の結果、基準を満たすと認められる場合は、認定を行うとともに、その旨を官報に告示する。

⑥　申請者は認定施設である旨を適切な方法で表示する。

第三者とは、申請者との間に利害関係を有しない法人であって、次の要件を満たしているものであること。

・ 国民の健康増進に積極的に寄与し、かつ、調査を実施する者としてふさわしいものであること。

・ その役員の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

・ 調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことにより調査が不公正に実施されるおそれがないものであること。

・ 調査を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有するものであること。

８. 申請必要書類

(１)申請法人の登記簿謄本(個人の場合は戸籍謄本)

(２)定　　款

(３)役員名簿

(４)申請する施設の登記簿謄本

(５)申請する施設の賃貸借契約書の写し(テナント使用の場合)

(６)業務委託契約書の写し(指導や運営を外部委託している場合)

(７)事業の経歴書(申請法人に於ける事業の開始時期等)

(８)申請施設の用途ごとに面積を記載した平面図又は見取図

(９)体力測定、運動の実践及び応急処置の実施のための設備の種類及び数並びに配置を記載した書類(書式２－①②)

(１０)医療機関との提携並びにこれに係る業務に従事する医師の氏名、住所、履歴及び保有する資格を記載した書類(書式３)

(１１)運動プログラムの提供を行う者の氏名、履歴及び保有する資格並びに勤務状況を記載した書類(書式４)

(１２)体力測定、運動指導、生活指導及び応急手当を行う者の数及び勤線状況を記載した書類(書式５-①)

(１３)健康状態の把握、体力測定、運動プログラムの提供及び生活指導の対象とする者を記載した書類(書式６-①)

(１４)健康状態の把握及び体力測定の方法を記載した書類(書式６-①)

(１５)運動プログラムの提供の方法を記載した書類(書式６-①)

(１６)生活指導の内容及び方法を記載した書類(書式６-①)

(１７)申請施設の利用料金その他の利用条件を記載した書類(書式７－①)

(１８)申請施設の維持管理を記載した書類(書式８－①②)

(１９)申請者が申請施設について、認定の基準に係る第三者による調査を受けている場合にあっては、当該調査の結果を記載した書類(調査結果報告書)

(２０)その他厚生労働大臣が必要と認める書類

９. 料　　　金

　申請料金自体は無料

１０. 申請受付日

　随時受付

１１. 書類送付先（**日本健康開発財団に調査依頼をした場合は連携している双方の申請書、調査報告書と共に財団から送付します**）

　　　　　〒１００-８９１６

東京都千代田区霞ヶ関１－２－２

厚生労働省健康・生活衛生局　健康課

「健康指導係」宛

電　話　０３-５２５３-１１１１（内線２３３９）

○健康増進施設認定規程

(昭和六十三年十一月二十九日)

(厚生省告示第二百七十三号)

　健康増進施設認定規程を次のように定める。

　健康増進施設認定規程

　(目的)

第一条　この規程は、健康増進施設の認定に関し必要な事項等を定めることにより、その普及を促進し、　　　 もつて国民の健康増進を図ることを目的とする。

　(健康増進施設)

第二条　この規程において「健康増進施設」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

　一　健康増進のための有酸素運動(休養効果を高めることを目的とした活動を含む。以下「運動」という。)を安全かつ適切に行うことのできる施設であつて適切な生活指導を提供する場を有するもの

　　　　（以下「運動健康増進施設」という。）

　二　健康増進のための温泉利用(以下「温泉利用」という。)及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設であつて適切な生活指導を提供する場を有するもの（温泉利用を安全かつ適切に行うことの

できる施設（以下「温泉利用施設」という。）と運動健康増進施設が近接していることその他の事情により一体となって運営されていると認められるもの（以下「連携型施設」という。）を含む。）

　三　温泉利用プログラム(温泉の利用を中心とした健康増進のための計画をいう。以下同じ。)を有し、かつ、温泉利用プログラムの提供を安全かつ適切に行うことのできる施設であつて適切な生活指導を提供する場を有するもの

　　　　　(平一五厚労告二四五・一部改正)

　(認定)

第三条　厚生労働大臣は、健康増進施設の経営を行う者の申請に基づき、当該健康増進施設(運動、温泉利用、温泉利用プログラムの提供及び生活指導に必要な部分に限る。)が次条に定める基準に適合する旨の認定を行うことができる。

２　前項の認定(以下「認定」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、認定を受けようとする施設(以下「申請施設」という。)ごとに次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

　一　申請者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下 「氏名等」という。)

　二　申請施設の名称及び所在地（連携型施設に係る申請の場合にあっては、温泉利用施設及び運動健康増進施設の名称及び所在地）

　三　申請施設の概要（連携型施設に係る申請の場合にあっては、温泉利用施設及び運動健康増進施設の概要）

３　前項の申請書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

　一　申請施設が前条第一号に掲げる施設である場合　次に掲げる書類

　　イ　申請施設の権利関係を証する書類

　　ロ　申請施設の用途ごとに面積を記載した平面図又は見取図

　　ハ　全身持久力等の体力測定(身体測定を含む。以下「体力測定」という。)、運動の実践及び応急処置の実施のための設備の種類及び数並びに配置を記載した書類

　　ニ　医療機関との提携内容並びにこれに係る業務に従事する医師の氏名、住所、履歴及び保有する　　　　　資格を記載した書類

　　ホ　運動プログラムの提供を行う者の氏名、履歴及び保有する資格並びに勤務状況を記載した書類

　　へ　体力測定、運動指導(運動プログラムの提供を除く。以下同じ。) 、生活指導及び応急手当を行う者の数及び勤務状況を記載した書類

　　ト　健康状態の把握、体力測定、運動プログラムの提供及び生活指導の対象とする者を記載した書類

　　チ　健康状態の把握及び体力測定の方法を記載した書類

　　リ　運動プログラムの提供の方法を記載した書類

　　ヌ　生活指導の内容及び方法を記載した書類

　　ル　申請施設の利用料金その他の利用条件を記載した書類

　　ヲ　申請施設の維持管理の方法を記載した書類

　　ワ　申請施設が国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人その他これに準ずる法人の施設でない場合であつて、申請者が当該申請施設について、次条に規定する認定の基準に係る第三者による調査を受けている場合にあつては、当該調査の結果を記載した書類

　　カ　その他厚生労働大臣が必要と認める書類

　二　申請施設が前条第二号に掲げる施設（連携型施設を除く。）である場合　次に掲げる書類

　　イ　前号イからカまでに掲げる書類

　　ロ　温泉利用のための設備の種類及び数並びに配置を記載した書類

　　ハ　温泉利用の指導を行う者の氏名、履歴及び保有する資格並びに勤務状況を記載した書類

　　ニ　温泉利用の方法を記載した書類

三　申請施設が連携型施設である場合　次に掲げる書類

イ　運動健康増進施設に係る第一号イからカまでに掲げる書類

　　ロ　温泉利用施設に係る次に掲げる書類

(1)第一号イ、ロ、ニ及びヌからカまでに掲げる書類

(2)第二号ロからニまでに掲げる書類

(3)身体測定及び応急処置の実施のための設備の種類及び数並びに配置を記載した書類

(4)身体測定、生活指導及び応急手当を行う者の数及び勤務状況を記載した書類

(5)健康状態の把握、身体測定及び生活指導の対象とする者を記載した書類

(6)健康状態の把握、身体測定の方法を記載した書類

　四　申請施設が前条第三号に掲げる施設である場合　次に掲げる書類

　　イ　第一号イ、ロ、ニ及びヌからカまでに掲げる書類

　　ロ　健康状態の把握、身体測定、温泉利用プログラムの提供及び生活指導の対象とする者を記載した書類

　　ハ　健康状態の把握及び身体測定の方法を記載した書類

　　ニ　温泉利用プログラムの提供の方法を記載した書類

　　ホ　身体測定、温泉利用プログラムの提供及び応急処置の実施のための設備の種類及び数並びに配置を記載した書類

　　へ　身体測定、温泉利用プログラム提供の指導、生活指導及び応急手当を行う者の氏名及び履歴並びに勤務状況を記載した書類

　　　　　　(平一二厚告六一四・平一三厚労告一五四・平一五厚労告二四五・一部改正)

　(認定の基準)

第四条　認定の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

　一　申請施設が第二条第一号に掲げる施設である場合　次に掲げる基準

　　イ　運動を安全かつ適切に実践するための設備を備えていること。

　　ロ　体力測定及び運動プログラムの提供のための設備を備えていること。

　　ハ　生活指導を行うための設備を備えていること。

　　ニ　応急処置を行うための設備を備えていること。

　　ホ　医療機関と適切な提携関係を有していること。

　　ヘ　健康増進のための運動プログラムを適切に提供する能力を有する者を配置していること。

　　ト　体力測定、運動指導、生活指導及び応急手当を行う者を配置していること。

　　チ　継続的な利用者に対し健康状態の把握及び体力測定を適切に行い、これらの結果に基づく運動プログラムを提供すること。

　　リ　生活指導を適切に行うこと。

　　ヌ　申請施設の利用に係る負担が妥当なものであり、かつ、その利用を著しく制限するものでないこと。

　　ル　申請施設が適切に維持管理されていること。

　二　申請施設が第二条第二号に掲げる施設（連携型施設を除く。）である場合　次に掲げる基準

　　イ　前号イからルまでに掲げる基準

　　ロ　温泉利用を実践するための設備を備えていること。

　　ハ　温泉利用に関する基礎的な知識及び技術を備えた者を配置していること。

　　ニ　温泉利用の指導を適切に行うこと。

三　申請施設が連携型施設である場合　次に掲げる基準

イ　運動健康増進施設にあっては、第一号イからルまでに掲げる基準

ロ　温泉利用施設にあっては、次に掲げる基準

　(1)第一号ハからホまで及びリからルまでに掲げる基準

　　　　(2)第二号ロからニまでに掲げる基準

　　　　(3)身体測定を行うための設備を備えていること。

　　　　(4)身体測定、生活指導及び応急手当を行う者を配置していること。

　　　ハ　運動健康増進施設と温泉利用施設が近接していることその他の事情により一体となって運営され

ているとともに、これらの施設が連携して適切な健康指導を提供する場を有すること。

　四　申請施設が第二条第三号に掲げる施設である場合　次に掲げる基準

　　イ　第一号ハからホまで及びリからルまでに掲げる基準

　　ロ　身体測定及び温泉利用プログラムの提供のための設備を備えていること。

　　ハ　温泉利用プログラムの提供を安全かつ適切に実践するための設備を備えていること。

　　ニ　健康状態の把握及び身体測定を適切に行い、これらの結果に基づく温泉利用プログラムを提供すること。

　　ホ　温泉利用プログラムを安全かつ適切に指導する能力を有し、身体測定、生活指導及び応急手当を行う者を配置していること。

　　　　　(平一五厚労告二四五・全改)

　(認定の有効期間)

第五条　認定の有効期間は、当該認定が行われた日から起算して十年を経過した日以後における最初の三月三十一日が経過するまでの期間とする。

２　厚生労働大臣は、認定に係る事務を円滑に行うため特に必要があると認めるときは、認定を受けた健康増進施設の経営を行う者(以下「認定施設経営者」という。)の申請に基づき一年を超えない範囲内で認定の有効期間を延長することができる。

　　　　　(平六厚告一〇九・平九厚告二三〇・平一二厚告六一四・一部改正)

　(認定書の交付)

第六条　厚生労働大臣は、認定を受けた者に対し、認定を受けた者の氏名等、認定を受けた施設の名称、所在地及び面積、認定の有効期間が満了する日その他必要な事項を記載した認定書を交付するものとする。

　　　　(平六厚告一〇九・平一二厚告六一四・一部改正)

　(更新)

第七条　厚生労働大臣は、認定施設経営者の申請に基づき、認定の有効期間を更新する(以下「認定の更新」という。)ことができる。

２　前項の申請は、認定の有効期間が満了する日の一年前から行うことができる。

３　第三条第二項、第四条、第五条及び前条の規定は、第一項の認定の更新に準用する。この場合において、これらの規定中「前項の認定(以下「認定」という。)」又は「認定」とあるのは「第七条第一項の規定による認定の更新」と、第五条第一項中「当該認定が行われた日」とあるのは「従前の当該認定の有効期間が満了する日(第二項の規定により当該認定の有効期間が延長されている場合にあつては、延長前の有効期間が満了する日)」と読み替えるものとする。

４　前項において準用される第三条第二項の申請書には、同条第三項第一号ワ及び力に掲げる書類を添付しなければならない。

　　　　(平六厚告一〇九・平一二厚告六一四・平一五厚労告二四五・一部改正)

　(変更の届出等)

第八条　認定施設経営者は、第三条第二項第二号に掲げる事項又は同条第三項第一号ロからヘまで若しくはヲからカまで、同項第二号ロからニまで、同項第三号ロ(3)若しくは(4)若しくは同項第四号ニからヘまでに掲げる書類に記載した事項の変更(軽微なものを除く。)を行おうとするときは当該変更を行おうとする日の前日までに、同条第二項第一号に掲げる事項若しくは同条第三項第一号イ及びトからルまで若しくは同項第三号ロ(5)若しくは(6)若しくは同項第四号ロ及びハに掲げる書類に記載した事項の変更(軽微なものを除く。)を行つたとき又は認定(前条第一項の規定による認定の更新を含む。以下同じ。)を受けた施設の経営の委譲を受けたとき若しくは当該施設を相続したときはそれぞれ一月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した変更届出書その他変更内容を明らかにする書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

　一　認定施設経営者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在　　地)

　二　変更の内容、時期及び理由

２　厚生労働大臣は、前項の変更届出書が提出された場合にあつては、必要に応じ認定書の書換えを行うものとする。

　　　　(平六厚告一〇九・平一二厚告六一四・平一五厚労告二四五・一部改正)

　(廃止の届出等)

第九条　認定施設経営者は、認定を受けた施設を廃止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した廃止届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

　一　氏名等

　二　廃止の時期

２　認定施設経営者は、認定を受けた施設を休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した休止届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

　一　氏名等

　二　休止の時期、期間及び理由

　　　　(平六厚告一〇九・平一二厚告六一四・一部改正)

　(認定を受けた健康増進施設である旨の表示)

第十条　認定施設経営者は、認定を受けた健康増進施設である旨を当該施設に適切な方法で表示しなければならない。

　　　　　(平六厚告一〇九・一部改正)

　(報告及び調査)

第十一条　厚生労働大臣は、認定に関し必要があると認めるときは、認定施設経営者に対し、資料の提出を求め、又は認定を申請した者若しくは認定施設経営者の承諾を得て申請施設若しくは認定を受けた施設の調査を行うことができる。

　　　　　(平六厚告一〇九・平一二厚告六一四・一部改正)

　(認定の取消し)

第十二条　厚生労働大臣は、認定施設経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならない。

　一　認定の取消しを申請したとき。

　二　虚偽その他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。

　三　認定を受けた施設が第四条に規定する基準に適合しなくなつたとき。

　四　認定を受けた施設を廃止したとき。

２　厚生労働大臣は、認定施設経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

　一　認定を受けた施設を一年以上利用に供していないとき又は一年以上休止しようとするとき。

　二　第八条第一項又は第九条第二項に規定する届出書の提出を怠つたとき。

　三　第十条の規定に違反したとき。

　四　第十一条の規定により厚生労働大臣が求めた資料の提出を怠り又は認定を受けた施設の調査を承諾しなかつたとき。

３　厚生労働大臣は、前二項の規定により認定を取り消したときは、認定施設経営者に対し理由を付してその旨を通知するものとする。

　　　　　(平六厚告一〇九・平一二厚告六一四・一部改正)

　(認定の告示)

第十三条　厚生労働大臣は、認定を行つたときは、認定を受けた者の氏名等並びに認定を受けた施設の　名称及び所在地を官報に告示するものとする。

２　厚生労働大臣は、前条第一項又は第二項の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報に告示するものとする。

　　　　　(平六厚告一〇九・平七厚告一二〇・平一二厚告六一四・一部改正)

　(技術的援助等)

第十四条　厚生労働大臣は、健康増進施設の普及に関し必要な技術的援助等を行うものとする。

　　　　　(平一二厚告六一四・一部改正、平一三厚労告一五四・旧第十九条繰上)

　(電磁的記録媒体による手続)

第十五条　次の各号に掲げる書類については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類(第三項において「電磁的記録媒体等」という。)をもつてこれらの書類に代えることができる。

　一　第三条第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。)に規定する申請書及び同条第三項第一号ロからヲまで、同項第二号ロからニまで、同項第三号ロ（3）若しくは(4)又は同項第四号ロからヘまでに掲げる書類

　二　第八条第一項に規定する変更届出書

　三　第九条第一項に規定する廃止届出書

　四　第九条第二項に規定する休止届出書

２　第五条第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による申請については、当該申請に係る事項を記録した電磁的記録媒体並びに申請者の氏名及び住所並びに申請の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

３　第一項の規定により同項各号の書類に代えて電磁的記録媒体等が提出される場合においては、当該電磁的記録媒体等は当該書類とみなす。

　　　　　(平一一厚告三八・追加、平一三厚労告一五四・旧第二十条繰上・一部改正、

　　　　　 平一五厚労告二四五・一部改正

　(フレキシブルディスクの構造)

第十六条　前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

　　　　　(平一一厚告三八・追加、平一三厚労告一五四・旧第二十一条繰上)

　(フレキシブルディスクへの記録方式)

第十七条　第十五条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

　一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式

　二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式

　　　　　(平一一厚告三八・追加、平一三厚労告一五四・旧第二十二条繰上・一部改正)

　(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第十八条　第十五条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

　一　申請者又は届出者の氏名

　二　申請年月日又は届出年月日

　　　　　(平一一厚告三八・追加、平一三厚労告一五四・旧第二十三条繰上・一部改正)

　　　改正文(平成六年三月二九日厚生省告示第一〇九号)　抄

　平成六年四月一日から適用する。ただし、同日前に改正前の同規程第八条第一項又は第九条第三項若しくは第四項の規定によりなされた届出に係る変更等については、改正後の同規程第八条第一項の規定は適用しない。

　　　改正文(平成九年一一月二一日厚生省告示第二三〇号)　抄

　平成九年十一月二十一日から適用する。ただし、同日前に同規程第三条第一項の認定を受けている健康増進施設の当該認定の有効期間については、改正後の同規程第五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

　　　改正文(平成一一年三月一六日厚生省告示第三八号)　抄

　平成十一年三月十六日から適用する。

　　　改正文(平成一二年一二月二八日厚生省告示第六一四号)　抄

　平成十三年一月六日から適用する。

　　　改正文(平成一三年三月三〇日厚生労働省告示第一五四号)　抄

　平成十三年四月一日から適用する。

　　　改正文(平成一五年七月二日厚生労働省告示第二四五号)　抄

　平成十五年七月二日から適用する。

　　　　 改正文（平成二八年三月三一日厚生労働省告示第一五八号）　抄

　 平成二八年四月一日から適用する。

Ｂ

一般財団法人日本健康開発財団に

調査依頼する場合の要項

１. 調査のあらまし

　認定申請者が申請時に添付する調査報告に係る調査を健康増進施設認定規程に規定する第三者に調査を依頼する場合には、下期に記載する要件を満たす法人に依頼すること。

　規程第三条第三項一号ワに規定する第三者とは、申請者との間に利害関係を有しない法人であって、次の要件を満たしているものであること。

・ 国民の健康増進に積極的に寄与し、かつ、調査を実施する者としてふさわしいものであること。

・ その役員の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

・ 調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことにより調査が不公正に実施されるおそれがないものであること。

・ 調査を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有するものであること。

　一般財団法人日本健康開発財団にこの調査を依頼する場合は以下による。

２. 調　査　者

　　一般財団法人日本健康開発財団　調査員

３. 調査の依頼者

　　認定申請者（健康増進施設の経営者）

４. 調査依頼の手順

①　調査必要書類および添付書類を作成し、これを添えて調査依頼を行う。

②　一般財団法人日本健康開発財団はこの書類を確認し、現地訪問の日時を打合せる。

③　調査員が現地を訪問する。

④　調査結果をまとめ「調査結果報告書」を依頼者へ送付する。

５. 調査依頼に必要な書類

調査依頼書および添付書類として、「Ａ　申請手続きに関する要項の８．申請必要書類」の内No.８～No.１８の書類を記入しこれを添えて調査依頼する。

６. 料金

（１）調　査　料　：更新認定調査　連携型施設（1施設あたり）６万円 （消費税別）

　　　　　　　　　　　　　（参考）一体型施設の場合　　８万円　（消費税別）

（２）調査交通費等：実　　費　（交通費、宿泊費、財団規定の日当など）

７. 調査受付日

　随時

８. 書類送付先

　　一般財団法人日本健康開発財団

〒１０３－００２７　東京都中央区日本橋３－１－４

　 　　 画廊ビル８階

ＴＥＬ：０３－５２９０－１６２１　研究調査部　三橋・高橋

ＦＡＸ：０３－５２９０－１６２２

**温泉利用型健康増進施設認定に伴う**

**申請書類確認事項**

一般財団法人日本健康開発財団

　一般財団法人日本健康開発財団に、認定の調査を依頼する場合は、以下による。

１．調査依頼書（書式　財健－１）並びに申請書（書式１から１０）については、当財団ホームページにある「健康増進施設認定申請要領」をひな形として使用する。他の添付書類も、極力Ａ４またはＡ３サイズに統一する。

２．添付書類は、添付書類チェック表を参考にして可能な限り詳細に用意する。

３．申請書および添付書類がある程度まとまった段階で現地調査を行い、申請書の記載内容に照し合わせて調査結果報告書を当財団で作成する。

４．部数は申請用として１部作成する。最終申請書類が完成した場合、厚生労働省宛提出（本通）、申請施設（控え）、財団（控え）の3部を作成する。

○＜書式　財健－１＞健康増進施設認定申請に伴う調査依頼書(当財団宛)

　　　　　　　　　　代表者(申請者)実印捺印(自治体直営の場合は首長公印)

＊依頼書に記載する依頼者住所は、法人登記簿(個人の場合は戸籍)記載の住所とする。

＊依頼書に記載する施設所在地は、通常の住居表示による住所と不動産(建物)登記簿記載の地番表示の双方を記載(不動産登記簿の表示が２筆以上にわたる時はすべて表記)する。

○＜書式１－③(温泉利用型)＞健康増進施設認定申請書(厚生労働大臣宛)

＊この本通は、調査結果報告書を受けてから（あとの日付で）作成するので、申請時は、日付の欄に記入は行わない。

＊申請書に記載する申請者住所は、法人登記簿(個人の場合は戸籍)記載の住所とする。

＊申請書に記載する施設所在地は、不動産(建物)登記簿記載の地番表示(２筆以上にわたる時はすべて表記)とする。

＊申請書に記載する施設(延べ床)面積は、認定の対象となる健康増進に係る部分（運動ゾーン、入浴ゾーン、休憩休養ゾーン、更衣室・ロビー・フロント・廊下・トイレ・機械室その他関連部分）だけの面積とする。

（宿泊施設等の場合、宿泊施設としての客室、宴会場、レストラン、パブリックスペースなどは入らない）

＊連携する施設（温泉利用施設）の名称、所在地を記載する。

○代表者印の印鑑証明書

　　　＊自治体直営の場合は、公印規則等の条文(写)で代用してもよい。

○申請者の身元を保証する書類

　【申請者が個人の場合】戸籍抄本

　【申請者が法人の場合】法人登記簿謄本、定款(または寄附行為)、役員名簿

　　　＊自治体直営の場合は、特段の添付書類がなくてもよい。

（当該自治体が現に存在することは自治省行政局編集『全国市町村要覧』等で確認する）

○施設の権利関係を証する書類

　【申請者自体が施設を所有する場合】不動産(建物)登記簿謄本

＊自治体が設置した施設で不動産(建物)登記簿がない場合は、施設設置条例等の条文(写)で代用してもよい。(以下の２ケースでも同じ)

　【建物を賃貸または建物の一部にテナントとして入居している場合】

　　　　　　　　　　　不動産賃貸借契約書(写)、不動産(建物)登記簿謄本

　【施設所有者から運営の委託を受けている場合】

　　　　　　　　　　　業務委託契約書(写)、不動産(建物)登記簿謄本

○申請者が法人の場合は、健康増進施設事業に係る経歴書

法人設立の時期、主な事業の展開状況、健康増進施設事業を開始した時期、自社保有の施設及び業務委託を受けている施設の名称及び開設時期などを記入したもの（特段の書式はない）

＊親会社から独立して事業を営んでいる場合は、親会社からの通算したもので記入する。

○＜書式２－①②＞体力測定、運動の実践及び応急処置の実施のための設備の種類及び数並びに配置を記載した書類

(添付)・　申請施設の用途ごとに面積を記載した平面図または見取図

＊健康増進施設として申請する施設の範囲(書式１-②における申請施設の延べ床面積に相当する範囲)をカラーペン等で囲んで明示する。

＊体力測定スペース、トレーニングジム、運動フロア、プール、準備運動・整理運動を行うスペース、運動プログラムを提供するスペース、応急処置スペースを色分けして示し、面積を記載する。

　　(添付)・体力測定機器、トレーニング機器の配置図

・プールに関する条例を定めている地域においては、プール開設許可書(写)、プール水質検査報告書(写)

・前記以外の地域にあっては、直近のプール水質検査報告書(写)

・応急処置スペースを他の用途にも用いている場合、応急処置スペースを明確にした拡大図

○＜書式３＞医療機関との提携内容並びにこれに係る業務に従事する医師の氏名、住所、履歴及び保有する資格を記載した書類

　　(添付)・提携内容がわかる契約書(写)

　　　　　・地域医師会の推薦がある場合は、その推薦状(写)但し、推薦のある施設はほとんどない。

○＜書式４＞運動プログラムの提供を行う者(健康運動指導士)の氏名、履歴及び保有する資格並びに勤務状況を記載した書類

○＜書式５－①＞体力測定、運動指導、生活指導及び応急手当を行う者の数及び勤務状況を記載した書類

○＜書式６－①＞健康状態の把握、体力測定、運動プログラムの提供及び生活指導に関することを記載し、温泉利用の方法等を記載した書類

○＜書式７－①＞利用料金その他の利用条件を記載した書類

○＜書式８－①②＞施設維持管理の状況を記載した書類、緊急時の連絡体系図(書式８とは別に作成・添付する)

○調査結果報告書(当財団が現地調査に基づいて作成する)

○その他厚生労働大臣が必要と認める書類

書式－財健１

健康増進施設認定申請に伴う調査依頼書

令和　　年　　月　　日

　一般財団法人日本健康開発財団

　　　　理　　　事　　　長　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　依頼者氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

（実印）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　依頼者住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ（　　　　　　）　　　　　－

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第２条に規程する健康増進施設としては

　平成　　年　　月　　日に認定を受けました下記施設につきまして、同規程第７条第１項の規程に基づく認定の有効期間の更新を受けたいので、同規程第７条第３項において準用する同規程第３条第２項の規程に基づき申請いたします。

記

１． 調査施設の名称

　　　　連携施設の名称

２．調査施設の所在地

〒

３．事務連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 事　務　連　絡　担　当　者 | |
| ふ り が な |  |
| 氏　　　名 |  |
| 役　　　職 |  |
| 電　　　話 | （　　　　　　）－　　　　　　　－　　　　　　　内線（　　　　　） |
| Ｆ　Ａ　Ｘ | （　　　　　　）－　　　　　　　－ |
| 備　　　考 |  |
|  |  |

４．運動型　添付書類チェック表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 添付書類 | | | 確認 | コメント |
| ＜書式１関連書類＞ | | |  |  |
|  | 申請者の身元を保証する書類　　＜個人の場合＞戸籍抄本  　　　　　　　　　　　　　　　＜法人の場合＞法人登記簿謄本、定款（寄附行為）、役員名簿 | |  |  |
| 施設の権利関係を証する書類 | 不動産（建物）登記簿謄本。自治体所有で登記されていない場合は条例等 |  |  |
| ＜施設賃貸の場合＞不動産賃貸借契約書（写） |  | 該当すれば |
| ＜運営委託の場合＞業務委託契約書（写） |  | 該当すれば |
| 健康増進施設事業に係る経歴書 ＜法人の場合＞ | |  | 該当すれば |
| 申請施設の用途ごとに面積を記載した平面図又は見取図  　　　健康増進施設として申請する範囲（書式１－２の延べ床面積に相当）をカラーペン等で囲む  　トレーニングジム、運動フロア、プール、準備運動・整理運動を行う場所、体力測定場所、  　運動プログラム提供場所、運動プログラム作成場所、応急処置場所、生活指導素場所を色分けして示し、  面積を記載する  　　【写真】フロント、ロッカールーム、バスルーム、トレーニングルーム、スタジオ、プール、プール監視室、  救急室、生活指導室 | |  |  |
| ＜書式２関連書類＞ | | |  |  |
|  | 体力測定機器、トレーニング機器の配置図 | |  |  |
| プール開設許可書（写）　　　　＜プールに関する条例を定めている地域＞ | |  | 該当すれば |
| プール水質検査報告書（写）　　＜直近のもの＞ | |  | 該当すれば |
| 応急処置スペース拡大図　　　 ＜応急処置スペースを他の用途にも用いている場合＞ | |  | 該当すれば |
| ＜書式３関連書類＞ | | |  |  |
|  | 提携内容がわかる契約書（写） | |  |  |
| 地域医師会の推薦状（写）　　　＜ある場合＞ | |  | 該当すれば |
| ＜書式４関連書類＞ | | |  |  |
|  | 健康運動指導士登録証（写） | |  |  |
| ＜書式５－②関連書類＞ | | |  |  |
|  | 月間勤務シフト表、タイムカードまたは出勤簿（写） | |  |  |
| 応急手当教育実施記録　　　　　＜ある場合＞ | |  | 該当すれば |
| ＜書式６－②関連書類＞ | | |  |  |
|  | 会員規約その他提供サービス内容を規定する約款（写） | |  |  |
| 提供サービス内容の書かれたパンフレット等の資料 | |  |  |
| 健康状態チェック及び運動実践記録情報（問診票、利用者カード等）の用紙、並びに若干の記入例（写） | |  |  |
| ＜書式７関連書類＞ | | |  |  |
|  | 利用料金表（パンフレット等） | |  |  |
| 会員規約 | |  |  |
| ＜書式８関連書類＞ | | |  |  |
|  | 応急時の連絡体系図（写）　　　＜書式８－２として作成＞ | |  |  |
| 業務委託契約書（写）　　　　　＜業務委託している場合＞ | |  | 該当すれば |
| 施設整備点検記録例（写） | |  |  |
| 施設賠償保険等の契約保険内容がわかる書類（保険証券写等） | |  |  |

**健康増進施設更新認定申請書　　　書式１－③**

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

申請者氏名　（法人にあっては名称及び代表者氏名）

　　申請者住所　（法人にあっては主たる事務所の所在地）

健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第２条に規程する健康増進施設としては

　平成　　年　　月　　日に認定を受けました下記施設につきまして、同規程第７条第１項の規程に基づく認定の有効期間の更新を受けたいので、同規程第７条第３項において準用する同規程第３条第２項の規程に基づき申請いたします。

記

１　申請施設の名称

|  |
| --- |
|  |

２　申請施設の所在地

|  |
| --- |
|  |

３　申請施設の概要

(1)　区分　　　　　　規程第２条第２号施設【連携型】（ 運動施設 ・ 温泉施設 ）

(2)　保有設備及び面積

|  |  |
| --- | --- |
| 延べ面積 | ㎡ |
| 運動施設 | ㎡ |
| （トレーニングジム） | ㎡ |
| （運動フロア） | ㎡ |
| （プール） | ㎡ |
| 温泉利用設備 | ㎡ |

(3)　申請施設における従業者数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 従業員数  人 | | 常　勤 | 非常勤 |
| 人 | 人 |
| 内　　　　　訳 | 健康運動指導士等 | 人 | 人 |
| 健康運動実践指導者等 | 人 | 人 |
| その他の運動指導者 | 人 | 人 |
| 温泉利用指導者 | 人 | 人 |
| 医師 | 人 | 人 |
| 保健師 | 人 | 人 |
| 看護師 | 人 | 人 |
| 栄養士 | 人 | 人 |
| その他の従業員 | 人 | 人 |

４　連携施設の概要

1. 名　称

1. 所在地

**設　備　の　概　要　　　　　　書式２－①**

１　体力測定設備

(1)体力測定の場所（専用，兼用）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡

　　　　　　　　　　　　兼用の場合にあっては本来の用途；

(2)身体測定機器　身長計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　台

　体重計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　台

　皮脂厚計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　台

　その他　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　台

(3)体力測定機器　全身持久力測定機器　　（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　台

　筋力測定機器　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　台

　筋持久力測定機器　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　台

　柔軟性測定機器　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　台

　敏捷性測定機器　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　台

　平衡性測定機器　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　台

　その他　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　台

２　運動設備（同一種別の設備が複数ある場合にあっては，各別に記入すること。書式２－②）

(1)トレーニングジム　（面積）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡

　トレッドミル　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　台

　ランニングトラック（長さ　　m，幅　　　m，コーナー半径　　　　　ｍR，

　　　　　　　　　　　トラック面の構造，材質；　　　　　　　　　　　）

　自転車エルゴメーター　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　台

　ウエイトトレーニング機器

　　　　　大　胸　筋　（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　台

　　　　　広　背　筋（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　台

　　　　　腹　直　筋（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　台

　　　　　大腿四頭筋（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　台

　　　　　大腿二頭筋（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　台

　準備運動，整理運動のスペース　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡

　　　　　床面の構造，材質；

(2)運動フロア（面積）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡

　床面の構造，材質；

(3)プール　　　　プール面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡

　プールの深度（最深部）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　m

　プールサイド面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡

　プール水浄化設備の浄化能力　　　　　　　　　　　　　　　　　m3／時間

　消毒方式　　　　　　　　　　　　　　　　　　混合注入　ｏｒ　薬剤投入

　監視所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　有　　無

(4)運動指導設備　運動プログラム作成場所（専用・兼用）　　　　　　　　　　　　　　　㎡

　運動プログラム提供場所（専用・兼用）　　　　　　　　　　　　　　　㎡

　兼用の場合にあっては本来の用途；

　運動プログラム及び運動の実施状況の記録のための情報を保管する機器

　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３　応急処置設備

(1)応急処置室（専用の場合は面積，専用でない場合はその用に供する場所の位置）

(2)応急処置機材

（ベッド，担架，骨折時応急処置用品，医薬品セット，その他を具体的に列挙すること）

（注）複数用途に用いる場所については，当該用途に用いる範囲を明確にした部分拡大図を添付すること。

**（設備の概要追加用紙）　　　　　　書式２―②**

２　運動設備（(1)～(4)で複数ヶ所あるものは同じ様式で記入のこと）

|  |
| --- |
| （　　　） |

**医療機関との提携内容等**　　　　　**書式３**

１　提携医療機関（医療機関が付置されている場合にあっては当該機関の）名称，開設者名及び所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 |  |
| 開設者 |  |
| 住　所 | 〒 |
| 電　話 | （　　　　　　　　）－（　　　　　　　　）－ |

２　提携内容

(1)提携医療機関に委託している（付置医療機関にあっては当該医療機関の行っている）業務内容

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（○印を付す）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 施設利用者に対する健康状態の把握 |  |
| ② | 応急時における処置 |  |
| ③ | 一般的な医学的助言 |  |
| ④ | その他 |  |

(2)施設利用の健康状態の把握のための検査であって提携医療機関において行えるものの範囲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（○印を付す）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 胸部Ｘ線写真 |  |
| ② | 安静心電図 |  |
| ③ | 運動負荷テスト |  |
| ④ | 呼吸機能検査 |  |
| ⑤ | その他 |  |

(3)上記検査を提携医療機関内で行えない場合にあっては，その項目及び実施体制

（他の専門医療機関に紹介する場合はその紹介先）

３　提携内容に係る業務に従事する医師の氏名，住所，履歴及び保有する資格

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 医師名 | 医籍登録番号 | 住所 | 履歴 | 保有する認定医等の資格 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

４　提携医療機関に係る地域の医師会の推薦の有無

有　　・　　無

（注）提携内容が分かる契約書等（写）を，また，地域医師会の推薦がある場合にあってはその推薦状（写）を，それぞれ添付すること。

**運動プログラム作成者の配置**　　　　**書式４**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 項　目 | 内　　　　　容 | | | |
| １ | 氏　名 | （　男　・　女　）（　　　　　年　　　月　　　日生） | | | |
| ２ | 履歴 | １．学歴  ２．職歴  ３．運動指導歴 | | | |
| ３ | 資格の名称 |  | ４ | 有効期限 | 年　　　月　　　日迄 |
| ５ | 業務内容 | （運動プログラム作成等） | | | |
| ６ | 勤務状況 | （１日の勤務時間，休日等） | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 項　目 | 内　　　　　容 | | | |
| １ | 氏　名 | （　男　・　女　）（　　　　　年　　　月　　　日生） | | | |
| ２ | 履歴 | １．学歴  ２．職歴  ３．運動指導歴 | | | |
| ３ | 資格の名称 |  | ４ | 有効期限 | 年　　　月　　　日迄 |
| ５ | 業務内容 | （運動プログラム作成等） | | | |
| ６ | 勤務状況 | （１日の勤務時間，休日等） | | | |

（注）勤務している運動プログラム作成者全てについて個別に作成すること。また，資格の証明書（写）及び実施要綱等講習内容の分かる資料を添付すること。

**職員の勤務状況等**　　　　　**書式５－①－１**

１　体力測定，運動指導，生活指導及び応急手当に従事する職員及びその保有する資格

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員名 | 保有する資格 | 資格取得年月日 | 運動指導 | 体力測定 | 生活指導 | 応急手当 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（注）運動指導等の欄には該当するものに○印を記入すること。なお，応急手当に関しては責任者に◎印を記入すること。欄が足りないときは書式5-①-2を使用のこと。

２　職員の勤務状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 運動プログラム  作成者 | 運動設備毎の運動指導者 | | | | |
| 設備 | ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｼﾞﾑ | 運動フロア | プール |  |  |
| 日 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 月 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 火 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 水 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 木 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 金 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 土 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

（注）同一種類の運動設備が複数ある場合は，各別に記入すること。

３　施設内研修の実施研修

(1)運動指導に関する研修

|  |  |
| --- | --- |
| ①　対象者 |  |
| ②　実施頻度 |  |
| ③　研修内容（科目，講師等） |  |

(2)応急手当に関する研修

|  |  |
| --- | --- |
| ①　対象者 |  |
| ②　実施頻度 |  |
| ③　研修内容（科目，講師等） |  |

**（職員の勤務状況等追加用紙）**　　**書式５―①－２**

１　体力測定，運動指導，生活指導及び応急手当に従事する職員及びその保有する資格

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員名 | 保有する資格 | 資格取得年月日 | 運動指導 | 体力測定 | 生活指導 | 応急手当 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

**サービス提供の体制**　　　　　　**書式６－①**

１　継続的利用者の把握方法

(1)会員制度（法人会員を除く）を有している場合には，会員の種別

(2)会員制度を有していない場合には，継続的利用者（概ね週１回以上の頻度で利用している者）を

　　　　把握する方法

２　継続的利用者に対するサービス内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者の種別 | 提供するサービス内容 | | | |
| 健康状態の把握 | 体力測定 | 運動ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの  提供及び更新 | 生活指導 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注）提供するサービスとは，会員等に対しサービスを受ける機会を提供するものをいい，サービス利用に係る費用の支払方法

（年会費等に含まれるか，あるいは別料金体系となっているか）のいかんを問わない。

３　健康状態の把握

　　提携医療機関による健康診査の実施の時期（入会時等），頻度（○ヶ月に１回等）及び方法

４　体力測定

(1)体力測定の実施の時期（入会時等），頻度（○ヶ月に１回等）

(2)体力測定の項目（身体計測，全身持久力，筋力，筋持久力，柔軟性，敏捷性，平衡性等）

５　運動プログラムの提供

(1)運動プログラム提供の時期（入会時，入会後○ヶ月後等）

(2)運動プログラム更新の時期（○ヶ月に１回等）

６　運動の記録の保管

(1)保管されている情報の範囲（体力測定の結果，健康状態の把握の結果，運動の実施状況，提供され

た運動プログラム等）

(2)保管期間（○年間等）

７　生活指導

(1)生活指導の方法（個別指導，集団指導等）

(2)生活指導の実施頻度（○週に１回等）

(3)生活指導の内容（過去３ヶ月間の実績，教材等）

(注)関連する会員規約，提供サービスの内容を規定する約款等の書類及び運動プログラム・運動記録情報の用紙を添付する。

**利用料金体系及び利用条件**　　　　**書式７－①**

１　利用料金体系

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者の種別 | 料　金　表 | | | | | | | |
| 入会金  (預託金) | 会費  (年間) | 短期会員  加入費用 | １回当り  利用料金 | 健康状態  の把握 | 体力測定 | 運動ﾌﾟﾛｸﾞ  ﾗﾑ提供 | 生活指導 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）「健康状態の把握」以下の欄については，通常利用料金とは別途費用徴収を行っている場合に記入すること。

２　施設利用上の条件

(1)会員資格に係る欠格事由

(2)利用資格に係る欠格事由

**施設維持管理の状況**　　　　　　　**書式８－①**

１　申請施設の維持管理（防火，設備・機器等の保守点検業務に限る。以下同じ。）を行う責任者の氏名，

　申請施設における地位

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 維持管理業務内容 | 責任者氏名 | 申請施設における地位 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（注）維持管理の全部又は一部を申請者以外の者に委託する場合にあっては，委託する業務範囲及び受託者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）及び住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）を下欄に記入すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務受託者 |
| 氏　　　名 | 名　称  代表者 |
| 住　　　所 | 〒 |
| 受託内容 |  |

２　各種設備・機器の保守点検方法（点検簿備付，点検頻度等）

点検簿（　有　・　無　）　　　点検頻度（　　　ヶ月に一度）

３　応急時の連絡体系（内容，従業者に対する周知方法等）

別紙（書式８－②）

４　事故が生じた場合における対応能力及び賠償資力

(1)施設管理及び業務遂行に係る賠償責任保険の加入状況

　　　　　　保険の種類

　　　　　　責任限度額（１人　　　万円，１事故　　　万円，年間　　　万円）

(2)上記以外の対人事故に際して何らかの給付を行う損害保険の加入状況（保険種類，保険金額等）

**（施設維持管理の状況追加用紙）　　書式８－②**

３　応急時の連絡体系（内容，従業者に対する周知方法等）

|  |
| --- |
| （内容）  （連絡体系） |

（参考）認定の際に必要となる書類（施設類型別）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 運動型健康増進施設 | 温泉利用型健康増進施設 | | |
| 同一施設 | 連携型施設 | |
| 運動施設 | 温泉施設 |
| 書式１－① | ○ | － | － | － |
| 書式１－② | － | ○ | － | － |
| 書式１－③ | － | － | ○ | ○ |
| 書式２－① | ○ | ○ | ○ | － |
| 書式２－② | ○ | ○ | ○ | － |
| 書式２－③ | － | － | － | ○ |
| 書式３ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 書式４ | ○ | ○ | ○ | － |
| 書式５-①-１ | ○ | － | ○ | － |
| 書式５-①-２ | ○ | － | ○ | － |
| 書式５-②-１ | － | ○ | － | － |
| 書式５-②-２ | － | ○ | － | － |
| 書式５-③-１ | － | － | － | ○ |
| 書式５-③-２ | － | － | － | ○ |
| 書式６－① | ○ | － | ○ | － |
| 書式６－② | － | ○ | － | － |
| 様式６－③ | － | － | － | ○ |
| 書式７－① | ○ | ○ | ○ | － |
| 書式７－② | － | － | － | ○ |
| 書式８－① | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 書式８－② | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 書式９ | － | ○ | － | ○ |
| 書式１０ | － | ○ | － | ○ |